

中小企業者の新たな設備投資を応援！！



藤沢市は市内中小企業の新たな設備投資を後押しし、労働生産性の向上を目指すため、2018年6月6日に施行された生産性向上特別措置法に基づき、「導入促進基本計画」を策定しました。

中小企業者等は、「先端設備等導入計画」を策定し、藤沢市から認定を受けることで、「先端設備等導入計画」に基づいて取得した新たな設備について、一定の要件*に該当する場合に固定資産税（償却資産・事業用家屋）が3年間ゼロになります。

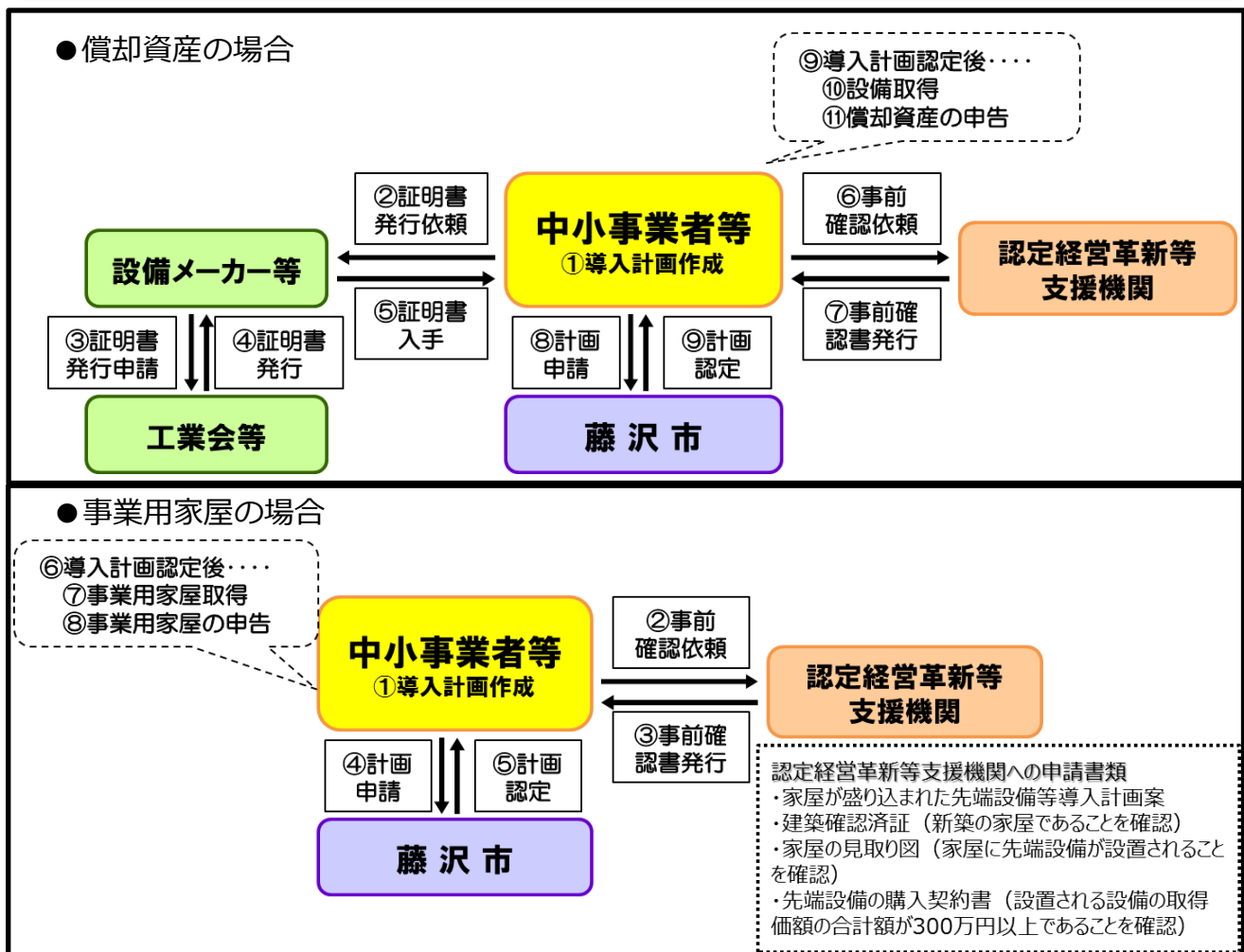
藤沢市が「先端設備等導入計画」の認定を行うのは、**2023年3月まで***です。対象設備に事業用家屋と構築物が追加されたこの機会に新たな設備投資を積極的に行い、生産性の向上にぜひご活用ください！

新規取得設備の**固定資産税（償却資産・事業用家屋）**が
3年間ゼロになります！！

*固定資産税（償却資産・事業用家屋）の特例措置の適用要件については、藤沢市資産税課ホームページをご確認ください。

*生産性向上特別措置法の改正を前提に2年間延長。

「先端設備等導入計画」の作成から認定までの流れ



「先端設備等導入計画」について

〈先端設備等導入計画の主な要件〉

主な要件	内 容
中小企業者	中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方 (例)製造業・・・資本金の額3億円以下または従業員数300人以下
計画期間	3年、4年または5年
労働生産性	基準年度(直近の事業年度末)比で労働生産性が年平均3%以上向上 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">$\llcorner \text{算定式} \llcorner \frac{\text{(営業利益+人件費+減価償却費)}}{\text{労働投入量}}$<p style="text-align: center; margin: 0;"><small>(労働者数または労働者数×1人当たり年間就業時間)</small></p></div>
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 〈対象設備〉機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、 建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物
認定要件	<ul style="list-style-type: none">● 導入促進基本計画等に適合するものであること● 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること● 認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

* 先端設備等導入計画の認定要件と固定資産税（償却資産・事業用家屋）の特例措置を受けることができる要件は異なりますので、ご注意ください。

* 先端設備等導入計画の認定申請について、詳細は産業労働課ホームページをご確認ください。

お問い合わせ

■ 先端設備等導入計画の認定申請や制度全体に関すること

藤沢市 経済部 産業労働課 工業・新産業担当

TEL：0466-50-3530

FAX：0466-50-8419

E-mail：fj2-indus@city.fujisawa.lg.jp



(産業労働課 HP)

■ 固定資産税（償却資産・事業用家屋）の特例措置や申告に関すること

藤沢市 財務部 資産税課 課税担当

TEL：0466-50-3511

FAX：0466-50-8405

E-mail：fj-sisanzei@city.fujisawa.lg.jp



(資産税課 HP)

固定資産税（償却資産）の申告期限は1月31日です。

償却資産を所有されている方は申告義務がありますので、忘れずにご申告をお願いします。